平成２４年（フ）第３０９号
相模原市緑区日連530番地３　若葉寿し内
債務者　望月　吉男
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３１６号
相模原市中央区相生３丁目２番１号　相生南アパート１―205、申立時の住所相模原市中央区鹿沼台２丁目24番10号　トマトハウス101号
債務者　下田　良人
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３１７号
相模原市中央区相生３丁目２番１号　相生南アパート１―205、申立時の住所相模原市中央区鹿沼台２丁目24番10号　トマトハウス101号
債務者　下田マサ子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３１９号
相模原市中央区宮下本町１丁目11番４号　シティーフェイスパートⅡ309号
債務者　相澤　伸彦
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５１号
新潟県燕市小古津新2238番地
債務者　榎　　薫
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第５２号
新潟県南蒲原郡田上町大字保明新田1466番地
債務者　高橋　京子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第５３号
新潟県燕市灰方805番地５　サンコーポラスツバメ１号棟206号、前住所新潟県燕市長所946番地46　長所市営住宅134号
債務者　佐藤　美枝
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第５４号
三重県松阪市下村町828番地２　メゾンママ２―105号
債務者　小坂　勝巳
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１０１号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番19―307号
債務者　中川　修司
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８２３号
堺市南区晴美台３丁13番２―703号、前住所堺市南区晴美台３丁13番２―505号
債務者　宇多津文吾
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８６６号
大阪府河内長野市加賀田426番地の43、前住所大阪市平野区瓜破２丁目２番54―305号
債務者　奥野　晶子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
青森県弘前市大字取上４丁目８番地34
債務者　犬亦　秋江
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第５６号
福島県耶麻郡西会津町野沢字塚田乙316番地、前住所福島県会津若松市西七日町８番８号シティハウスこくぶん203号
債務者　小林真理子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字扇田12番地12
債務者　佐藤　光枝
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
群馬県太田市東新町396番地１　ロジワールＤ―101号
債務者　川島　満弘（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４１５号
神奈川県厚木市下荻野1478番地２　塩川マンション205
債務者　稲葉　貴往
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４４１号
青森県青森市大字三内字沢部341番地12、申立時の住所愛知県弥富市坂中地１丁目17番地
債務者　山田　　寛
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部